



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

795	随意契約の相手方の決定	(災害対策課).....	1
796	生活保護法による指定医療機関の変更	(社会福祉課).....	2
797	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	2
798	指定障害福祉サービス事業者の指定	(〃).....	2
799	〃	(〃).....	3
800	〃	(〃).....	3
801	指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課).....	3
802	〃	(〃).....	3
803	指定自立支援医療機関の変更	(〃).....	4
804	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	4
805	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課).....	4
806	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃).....	4
807	道路の位置の指定	(都市政策課).....	5
808	令和8年度和歌山県財務会計システム構築委託・運用保守及び機器等賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(会計課).....	5

○ 公告

入札公告	(会計課).....	7
------	------------	---

告 示

和歌山県告示第795号

和歌山県防災ヘリコプターの耐空検査及び定期無線機器検査に係る不具合の対応業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年9月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県防災ヘリコプターの耐空検査及び定期無線機器検査に係る不具合の対応業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県危機管理部危機管理局災害対策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年7月13日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
加賀エアロシステム株式会社
西牟婁郡白浜町2926番地

5 随意契約に係る契約金額

42,886,602円 (うち消費税及び地方消費税の額3,898,782円)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第796号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年9月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	開設者 の名称	指定事業所 の 名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
新訪新 8-02	有限会社ひだ まり	ひだまり訪問 看護ステーシ ョン	主たる事務所の 所在地	新宮市下田1丁目1番 24号	新宮市井の沢9-10	令和 5. 1. 16
			指定事業所の所 在地	新宮市下田1-6-52 すずらん荘1-2	新宮市井の沢9-10	令和 5. 1. 16

和歌山県告示第797号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和8年9月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3011800 574	すずのき	岩出市岡田543-2	生活介護	社会福祉法人直 心会	紀の川市貴志川町 長山277-68	令和 8. 8. 31

和歌山県告示第798号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年9月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3010300 253	ANELLA CAFE 和歌山橋本駅前 店	橋本市古佐田一 丁目3-13	就労継続支援 B型	知的障害者 精神障害者	株式会社Sunn y	橋本市高野口町 伏原1198-1	令和 8. 9. 1

和歌山県告示第799号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年9月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3010300 261	ステップアップ マイトゥリー	紀の川市桃山町 元175-1	生活介護	身 体 障 害 者 （肢体不自由 者、視覚障害 者又は聴覚・ 言語障害者に 限る。） 知的障害者 精神障害者	合同会社三敬 会	紀の川市桃山町 市場186番地	令和 8. 9. 1

和歌山県告示第800号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年9月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3011800 574	すずのき	岩出市岡田543- 2	就労継続支援 B型	特定なし	社会福祉法人 直心会	紀の川市貴志川 町長山277-68	令和 8. 9. 1

和歌山県告示第801号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年9月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
よねみつクリニック	和歌山市黒田108番地7	米満尚史	令和 8. 8. 1

和歌山県告示第802号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年9月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日

メイプル薬局	伊都郡かつらぎ町笠田東225-6	豊田美里	令和 8. 8. 1
--------	------------------	------	---------------

和歌山県告示第803号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和8年9月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
訪問看護ステーションピースフル	田辺市稲成町79-7	医療機関の所在地	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2107-4	田辺市稲成町79-7	令和 8. 8. 1

和歌山県告示第804号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和8年9月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 解除予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字古垣内2257の3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第805号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成24年和歌山県告示第631号、平成28年和歌山県告示第1119号、平成30年和歌山県告示第74号、同年和歌山県告示第251号及び令和2年和歌山県告示第1290号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和8年9月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
船津下滝本2（Ⅰ-3988）、早藤5（Ⅱ-4196）、早藤（103）（Ⅱ-50324）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第806号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和8年9月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
船津下滝本2（Ⅰ-3988）、早藤5（Ⅱ-4196）、早藤（103）（Ⅱ-50324）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図書のとおり
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第807号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和8年9月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3716	岩出市西国分字中垣内369番の一部、370番の一部、371番の一部、373番の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田武弘	令和 8.9.2	6.00	84.79
				6.00	36.27

和歌山県告示第808号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和8年度和歌山県財務会計システム構築委託・運用保守及び機器等賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和8年9月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間
 - (1) 業務の名称
令和8年度和歌山県財務会計システム構築委託・運用保守及び機器等賃貸借
 - (2) 契約期間
契約締結日から令和15年9月30日（金）まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格
この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。
 - (1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。
この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であるこ

と。ただし、コンソーシアムの場合においては、各構成員は2以上のコンソーシアムの構成員になることはできない。

- (2) 入札公告の日から過去5か年の間に、1の(1)に掲げる業務（機器等賃貸借を除く。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約を現在履行中である場合は、入札公告の日から過去5か年の間に、構築業務を完了しており、運用保守業務については、業務開始後1年以上誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (3) 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）について、ISMS（JIS Q 27001:2023（ISO/IEC 27001:2022）又はJIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、イからコまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあつては、登記事項証明書

カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の(2)に規定する契約を履行したことを証明する書類

シ 2の(3)の要件を満たすことを証明する書類の写し

ス コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

- (2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

- (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、「和歌山県物品・役務の契約に係る競争入札参加資格審査結果について」の写しの提出をもって(1)のイからクまでの書類の提出に代えることができる。

- (4) (1)のアからエまで、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す資格審査申請書類は、令和8年9月15日（火）から同月28日（月）までの和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

なお、これらの申請書類の様式は、和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。

また、仕様書について、和歌山県会計局会計課に対して仕様書に係る誓約書を電子メールで提出した者に対し、電子メールにより交付する。

- (5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年9月15日（火）午前9時から同年10月1日

（木）午後5時までの間に和歌山県会計局会計課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和8年9月29日（火）から同年10月9日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、書留郵便により令和8年10月9日（金）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所等

和歌山県会計局会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3288

ファクシミリ番号 073-423-3502

電子メールアドレス e1201003@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により令和8年10月23日（金）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

（2）（1）の説明は、競争入札参加資格審査結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

（3）（2）の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

（4）説明を求めた者に対する回答については、（2）の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

入 札 公 告

令和8年度和歌山県財務会計システム構築委託・運用保守及び機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する

令和8年9月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する事項

（1）事業年度

令和8年度から令和15年度まで

（2）業務の名称

令和8年度和歌山県財務会計システム構築委託・運用保守及び機器等賃貸借

（3）業務の内容

仕様書による。

(4) 業務担当部局

和歌山県会計局会計課

(5) 業務の期間

契約締結日から令和15年9月30日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和8年和歌山県告示第808号に規定する令和8年度和歌山県財務会計システム構築委託・運用保守及び機器等賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

和歌山県会計局会計課

(2) 期間

令和8年9月15日（火）から同月28日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。ただし、仕様書は、和歌山県会計局会計課に対して仕様書に係る誓約書を電子メールで提出した者に対し、電子メールにより交付する。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和8年9月15日（火）午前9時から同年10月1日（木）午後5時までの間に和歌山県会計局会計課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階 入札室

イ 入札日時

令和8年10月27日（火）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和8年10月26日（月）午後5時までに和歌山県会計局会計課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した

金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県会計局会計課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局会計課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の（1）

に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

- (7) 落札決定後から契約を締結するまでの間に、落札者（その構成員を含む。以下同じ。）が、2に定める資格の要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県会計局会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3288

ファクシミリ番号 073-423-3502

電子メールアドレス e1201003@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Design, development, operation and maintenance of a financial accounting system and lease of equipment

- (2) Date and time for tender :

2:00 p.m. 27 October 2026 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 26 October 2026)

- (3) Contact point for the notice :

Accounting Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3288

FAX 073-423-3502

e-mail e1201003@pref.wakayama.lg.jp